

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、県営土地改良事業（中山間総合整備事業 武田の里地区）変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年1月28日

韮崎市長 内 藤 久 夫

- 1 縦覧書類 変更計画書（中山間総合整備事業 武田の里地区）
- 2 縦覧期間 令和8年2月5日から令和8年3月9日まで
- 3 縦覧場所 韮崎市役所 建設課
- 4 意見書の提出方法

この変更計画書について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、韮崎市長あて書面で提出してください。